伊丹市福祉サポーターポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民のボランティア意識を醸成し、市民が地域活動の担い手として活躍するための環境づくりを図るとともに、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域支援事業として、高齢者の社会参加及び生きがいづくりを支援し、介護予防の推進を図り、地域での支え合い体制づくりを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「福祉サポーター」とは、第8条第2項の規定による登録を受けた者をいう。
- 2 この要綱において、「受入機関」とは、市内の施設であって、第6条第2項の規 定による登録を受けた別表第1に掲げる施設をいう。
- 3 この要綱において、「福祉サポーター活動」とは、受入機関において当該施設の 利用者に対して行う次に掲げる活動をいう。
 - (1) 洗濯物の整理,シーツの交換,食器の片づけその他利用者の日常生活を補助する活動
 - (2) 書道,絵画,絵手紙,陶芸,折り紙等の趣味の指導
 - (3) 傾聴及び朗読
 - (4) 歌,体操等のレクリエーションの指導
 - (5) その他市長が適当と認める活動
- 4 この要綱において、「福祉サポーターポイント」とは、福祉サポーターが福祉サポーター活動を行ったときに、市長が付与するポイントをいう。

(事業内容)

第3条 福祉サポーターが行った福祉サポーター活動の実績に基づき付与された福祉 サポーターポイントに応じて、福祉サポーターからの申請により、福祉サポーター活 動助成金等(以下「助成金等」という。)を交付する。

(委託)

第4条 事業の円滑な運営のため、事業の一部又は全部を外部委託することができるものとする。

(対象者)

- 第5条 この事業の対象となる者は、本市に住所を有する者であって、次に掲げる者と する。
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 20歳以上65歳未満の者

(受入機関の申請等)

- 第6条 受入機関の登録を受けようとする施設は、別に定める様式により、市長に申請 しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受入機関としての登録の可否を決 定の上、別に定める様式により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録を受けた受入機関は、登録を受けた内容を変更しようとする とき又は登録を取り消そうとするときは、別に定める様式により、市長に届け出るも のとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 4 市長は、既に登録されている受入機関について、前項の規定による取消の届出があったとき又は受入機関として適当でないと認めるときは、別に定める様式により、当該受入機関に通知するものとする。

(福祉サポーターの受入)

- 第7条 受入機関は、福祉サポーターが安全かつ適正に福祉サポーター活動を行うことができるよう十分配慮するとともに、福祉サポーターに対し、必要な指導を行うよう努めなければならない。
- 2 受入機関は、当該受入機関が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、福祉 サポーターの受入を制限し、又は拒否することができる。
 - (1) 受入機関の受入態勢を超えて、福祉サポーター活動の希望があるとき。
 - (2) 受入機関の事業運営に支障を生じさせるおそれがあるとき。

(福祉サポーターの登録)

- 第8条 福祉サポーターの登録を受けようとする者は、別に定める様式により、市長に 申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める ときは、当該申請者を福祉サポーターとして登録し、その旨を別に定める様式により、 通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録した福祉サポーターに福祉サポーター活動の実績を 記録するための手帳(以下、「福祉サポーター手帳」という。)を交付するものとす る。
- 4 第2項の規定により登録を受けた福祉サポーターは,登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を取り消そうとするときは、別に定める様式により、市長に届け出るものとする。

(福祉サポーターポイントの付与)

- 第9条 市長は、福祉サポーターが、福祉サポーター活動を行ったときに、福祉サポーター本人に対して、福祉サポーターポイントを付与するものとする。
- 2 福祉サポーターポイントの付与は、市長が次に定めるところにより行う。

- (1) 福祉サポーター活動1時間につき1ポイントを付与する。
- (2) 1日に付与するポイント数の上限は、2ポイントとする。
- (3) 複数の受入機関にて活動した場合においても1日につき2ポイントまでとする。
- (4) 1の年度 (3月1日から翌年2月末日までとする。以下同じ。) に付与するポイント数の上限は、100ポイントとする。
- 3 付与されたポイント数は、次の年度以降に繰り越すことができないものとする。た だし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 福祉サポーターポイントの付与は、福祉サポーター手帳に福祉サポーター活動の実績を記録するためのスタンプ(以下、「サポータースタンプ」という。)を押印することによって行うものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により、福祉サポーターポイントを付与しようとするときは、 あらかじめ受入機関にサポータースタンプを付託し、受入機関は、当該受入機関において福祉サポーターが福祉サポーター活動を行うごとに、福祉サポーター手帳の所定 欄にサポータースタンプを押印することにより、福祉サポーターの福祉サポーター活動を記録するものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 福祉サポーター手帳及び付与された福祉サポーターポイントを福祉サポーター本人以外の者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金等の額)

- 第11条 第9条第4項により付与されたポイント(同一年度に付与されたものに限る。)の合計数に応じ、交付を受けることができる助成金の額は、1ポイントにつき50円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、福祉サポーターが、助成金に代わり、地域通貨制度「いた みんポイント」の付与を希望するときは、当該福祉サポーターの申出により、1ポイン トにつき50ポイントのいたみんポイントを付与する。

(交付の申請等)

- 第12条 助成金等の交付を受けようとする福祉サポーターは、本人自ら市長が指定する期日までに、別に定める様式により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、福祉サポーター手帳を掲示して行わなければならない。
- 3 申請は1の年度の福祉サポーター活動に対して1度のみとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金等を 交付すべきものと認めるときは、別に定める様式により、当該申請をした者に通知す るものとする。
- 5 前項の規定により助成金等の交付決定を受けた福祉サポーター(以下,「交付決定者」という。)は、市長が指定する期日までに、別に定める様式により、市長に請求しなければならない。

- 6 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他の不正な手段により助成金等の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (2) その他この要綱に違反したとき。
- 7 市長は、前項の規定により助成金等の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(寄附)

第13条 福祉サポーターは,交付すべき助成金を健康福祉基金に寄附をすることができる。ただし,交付すべき助成金の全額を交付する場合に限る。

(報告の徴収等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、福祉サポーター活動の実施状況等について報告を求めることができる。この場合において、交付決定者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(事故責任)

- 第15条 福祉サポーターは各自でボランティア保険に加入し、自己の責任のもとに活動を行うものとする。福祉サポーター活動中に起こった事故について、伊丹市及び事業の委託を受けた者並びに受入機関は一切の責任を負わないものとする。
- 2 福祉サポーター活動中に事故が起こった場合,受入機関は適切に対応し,福祉サポーター及び受入機関は速やかに市長に報告するものとする。

(個人情報保護)

- 第16条 福祉サポーター,伊丹市及び事業の委託を受けた者並びに受入機関は,福祉 サポーター活動において知り得た個人に関する情報を,法令等に基づく場合を除き, 第三者に漏らしてはならない。福祉サポーター活動を退いた後も,また同等とする。 (細則)
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(助成金等の額の見直し)

2 第7条第1項に定める助成金等の額は、平成31年3月31日までに見直すものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項別表(別表 第1に掲げる介護施設は除く。)、第5条第2号の規定は、平成31年8月1日から 施行する。

(施行前の準備)

2 この要綱による改正後の第2条第2項別表(別表第1に掲げる介護施設は除く。) に掲げる施設の第6条の規定による受入機関への登録及び改正後の第5条第2号の 規定により対象者となる者の第8条の規定による福祉サポーターへの登録その他の 準備行為は,第2条第2項別表(別表第1に掲げる介護施設は除く。)及び第5条第2号の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の伊丹市介護サポーターポイント 事業助成金交付要綱(以下、「旧要綱)という。」第4条第2項の規定により受入機 関として登録されている施設については、この要綱による改正後の伊丹市福祉サポー ターポイント事業実施要綱(以下、「新要綱」という。)第6条第2項により、受入 機関として登録されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際,現に旧要綱第6条第2項の規定により介護サポーターとして 登録されている者については,新要綱第8条第2項の規定により,福祉サポーターと して登録されたものとみなす。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

児童施設
認定こども園
認可保育所
乳児院
保育所
児童館
子育て支援センター
その他
伊丹市立地域福祉総合センター
伊丹市立障害者福祉センター
伊丹市立サンシティホール
伊丹市立神津福祉センター
病院
幼稚園
その他市長が適当と認める施設